

平成29年度 児童発達支援センターバンビ 事業計画

1. 基本方針

児童発達支援センターバンビは相模原市南区の発達障害児の療育を遂行するため、以下の基本理念、療育基本指針に則りサービスを提供する。

1) 基本理念

①児童一人ひとりに対する丁寧な「根拠」ある療育

相模原療育園の医療スタッフとの連携による療育、医療モデルの構築を目指す。

②南区の中核的療育支援センターとしての役割

保育所等への専門職の派遣や専門職による講演会や研修会を開催し、地域の総合的児童発達支援の拠点としての機能を果たす。

③福祉施設としての地域への貢献

近隣の小・中・高校生、地域の方々を対象とした福祉セミナーの開催、福祉理解を推進するためのボランティア活動の呼びかけ、講演や行事を開催して地域交流を図る。

2) 療育基本指針

①地域で自分らしく生活するために、乳幼児期から基本的な生活習慣を身につけられるように、保護者の方と共に療育を行う。

②小集団の良さを活かしながら、いろいろな環境への適応力を育て生活力を養う。

③一人ひとりの支援計画を作成し、相模原療育園の医療スタッフと連携しながら、全職員と保護者の方と力を合わせて発達を促す関わりに取り組む。

2. 児童発達支援

平成28年度は毎日通園クラスを4クラス40名、週1就園クラスを4グループ39名、週1親子クラスを2グループ17名、総契約数96名(平成29年2月現在)で運営してきた。

平成29年度は児童発達支援センターへのニーズを鑑み、一部クラス編成を行い、毎日通園クラスを4クラス40名、週1就園クラスを5グループ50名、週1親子クラスを1グループ8名、総契約数98名で行う。

1) 基本指針

クラス療育を基本として一人ひとりの状況に丁寧に関わり、遊びや課題を通じて日常の基本的な生活習慣や社会的ルールが身につけられるように支援を行う。また日々の療育を大切に、年間行事や伝統行事などを通して社会経験を広げる。

2) 毎日通園クラス

①クラス編成

平成29年度も前年度に引き続き、4クラス40名で行う。

②個別支援計画

保護者と個別支援計画についての面談を年3回実施し、意向・要望等の意見交換を行ない、情報を共有して子どものニーズに沿った個別支援計画書を作成、実施、評価をする。

③療育プログラム等

- ・日々の療育活動を充実して実施できるよう療育指導計画(月案、週案)を作成し、小集団の中で一人ひとりの能力の引き出しや発達支援を行う。
- ・食事は栄養管理計画に基づき、子どもにとって最も相応しい食事計画の立案と、一人ひとりの摂食能力・状態に合った食事形態を工夫し、楽しく、おいしく食事ができるとともに、必要に応じて環境の設定や摂食の評価、支援を行う。
- ・小集団の中で子どもの障害特性に配慮し、できることの喜びや自信につながるような療育プログラムを計画、提供する。
- ・一人ひとりが基本的な生活習慣を身につけ、身の回りのことができるようになるよう支援する。
- ・様々な遊びや課題を通して運動能力、認知能力、社会性等、総合的な発達を促す。
- ・季節の行事や伝統行事を大切にし、感性豊かな育みができるよう支援する。
- ・運動会、遠足等集団で行なう楽しさや、達成感を得られるよう支援する。

④就園・就学支援

一人ひとりの発達状況を見極め、保護者の意向・意見を取り入れながら、子どもにとって最善な就園・就学先の助言を行う。また就園・就学先の機関と支援会議等で連携を取り、支援の流れが途切れないようにする。

3) 就園クラス

①クラス編成

平成29年度は児童発達支援のニーズを鑑み、半日療育クラスを1クラス増加し、一日療育4グループ、午後半日療育1グループの計5グループ50名で行う。

②個別支援計画

保護者と個別支援計画についての面談を年3回実施し、意向・要望等の意見交換を行ない、情報を共有して子どものニーズに沿った個別支援計画書を作成、実施、評価をする。

③療育プログラム等

- ・日々の療育活動を充実して実施できるよう療育指導計画(月案、週案)を作成し、小集団の中で一人ひとりの能力の引き出しや発達支援を行う。
- ・食事は栄養管理計画に基づき、子どもにとって最も相応しい食事計画の立案と、一人ひとりの摂食能力・状態に合った食事形態を工夫し、楽しく、おいしく食事ができるとともに、必要に応じて環境の設定や摂食の評価、支援を行う。
- ・所属幼稚園・保育園での集団生活の適応能力を育て、所属園で困難なく生活が送れるよう支援する。
- ・小集団の中で園児の障害特性に配慮し、できることの喜びや自信につながるような療育プログラムを計画、提供する。

- ・一人ひとりが基本的な生活習慣を身につけ、身の回りのことができるように支援する。
- ・様々な遊びや課題を通して運動能力、認知能力、社会性等、総合的な発達を促す。
- ・季節の行事や伝統行事を大切に、感性豊かな育みができるよう支援する。

④就学支援

個々の発達状況を見極め、保護者の意向・意見を取り入れながら、子どもにとって最適な就学先の助言を行う。また就学先と支援会議等で連携を取り、支援の流れが途切れないようにする。

4) 親子クラス

①クラス編成

平成29年度は就園クラス午後半日グループ1クラス増加に伴い、就園クラスと指導訓練室を共有するため、1日1グループを午前計8名で行う。

②個別支援計画

保護者と個別支援計画についての面談を年3回実施し、意向・要望等の意見交換を行い、情報を共有して子どものニーズに沿った個別支援計画書を作成、実施、評価する。

③療育プログラム等

- ・日々の療育活動を充実して実施できるよう療育指導計画(月案、週案)を作成し、小集団の中で一人ひとりの能力を引き出す。
- ・食事は栄養管理計画に基づき、子どもにとって最も相応しい食事計画の立案と、一人ひとりの摂食能力・状態に合った食事形態を工夫し、楽しく、おいしく食事ができるとともに、必要に応じて環境の設定や摂食の評価、支援を行う。
- ・低年齢のうちから親子で療育を受けることで、特性に合わせた対応のアドバイスや子どもの育ちを感じられるように保護者を支援する。
- ・小集団の中で子どもの障害特性に配慮し、できることの喜びや自信につながるような療育プログラムを計画、提供する。
- ・一人ひとりが基本的な生活習慣を身につけ、身の回りのことができるように支援する。
- ・様々な遊びや課題を通して運動能力、認知能力、社会性等、総合的な発達を促す。
- ・季節の行事や伝統行事を大切に、感性豊かな育みができるよう支援する。

5) 相模原療育園発達外来との連携

療育、医療交流モデルの構築の中核事業として、相模原療育園リハスタッフとの定期的な連携を図り、発達療育の場面での効果的なサポートをする。また発達外来医師とリハスタッフ、バンビ職員と定期的な会議を開催し、多角的からの視点で療育を行う。

6) 保護者支援

家庭生活での困り感や対応方法及び障害理解等について適宜相談を受け付け、保護者の悩みを解決できるよう支援する。

7) 衛生管理

園内の美化に努め衛生管理を徹底し、さまざまな感染症予防に努める。

8) 事故防止

園内の備品、危険個所を常にチェックし、事故防止に努める。また事故発生時はマニュアルに沿った対応を実施する。

3. 障害児相談支援

平成29年度も前年度同様に、バンビ利用児保護者に対し、保護者登園日での学習会や、家庭での育児方法や進学先等の個々の相談に応じると共に、ペアレントトレーニングを継続的に行っていく。

1) 基本指針

子どもの心身の発達や言葉の遅れなど、状況を把握しながら、より地域、家庭等での生活が充実したものとなるように、保護者の方との相談を繰り返し、支援内容を検討していく。

また必要に応じて関係機関との調整を図る。

2) 事業計画

保護者登園日でのグループディスカッションや学習会、保護者個々の相談や、ペアレントトレーニングの実施により、地域、家庭等での生活が充実したものとなるよう支援を行なう。

4. 保育所等訪問支援

平成29年度は、昨年度同様に就園クラス利用児全員の契約を目指すと共に、一人当たりの訪問回数を年間3～4回計画する。また、卒園児フォローとして、就園、就学先への訪問も継続する。

1) 基本指針

保育所、幼稚園等を利用している配慮を要する子どもに対して、集団生活上の留意点や障害特性による個別的配慮へのアドバイスなど、必要な支援を行なう。

2) 事業計画

①個別支援計画

保護者と個別支援計画についての面談を実施し、意向・要望等の意見交換を行ない、情報を共有して子どものニーズに沿った個別支援計画書を作成、実施、評価をする。

②訪問支援

定期的に保育園、幼稚園及び小学校を訪問し子どもの行動観察を行ない、訪問先の職員との情報交換や対応等に関する助言を行なっていき、園生活が過ごしやすくなるよう支援する。

5. 施設地域開放・交流

各種団体への多目的ホール等の提供、地域・関係団体職員に向けた公開講座や講演会の開催、学生の学習の場としての中学校職業体験、保育・福祉系大学等の実習生の受け入れを積極的に行ない、地域交流、開放を行なっていく。

6. 施設管理

1) 防火・防災

①不時の災害に的確に対応するため、防災対策マニュアルに基づき、月1回の避難・消火訓練の実施や防災機器の点検、消防署の協力を得て総合訓練を定期的実施する。

②災害時の食糧は、園児(定員の40名分)、職員分として3日分備蓄する。

③不時の災害に備え、食糧以外の災害用品を整備する。

2) 防犯

不審者の侵入等に対し警察署と協力し、防犯訓練を定期的実施するとともに、施設内への不審者侵入防止に努める。

7. 職員教育

定期的な職場研修、ケース会議の実施と外部研修に職員を派遣し、児童発達支援の知識、質の向上及び職員資質の向上を図る。

以 上